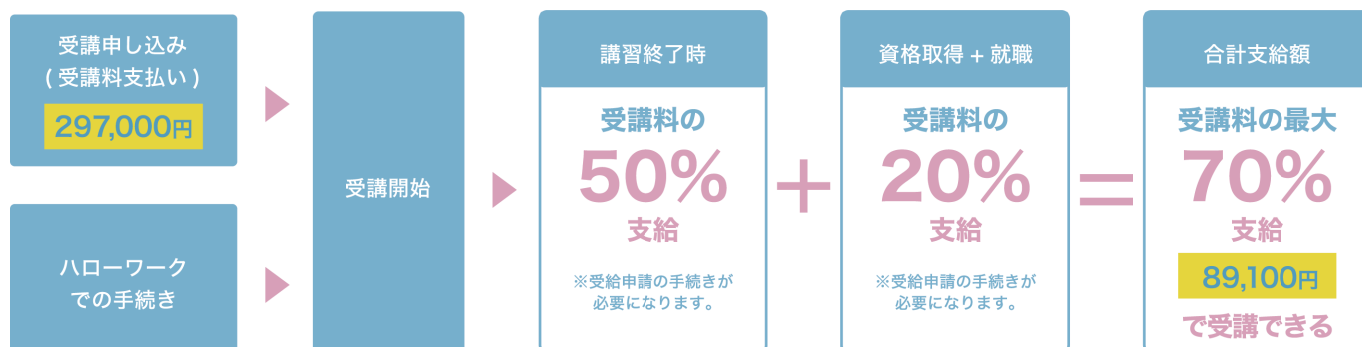


Payment of benefits

専門実践教育訓練給付金

教育訓練給付金（専門実践）支給の流れ



受講開始日の原則 2 週間前までに 必要な手続き

- ① 訓練対応キャリアコンサルタントによる
訓練前キャリアコンサルティング
- ② 就業の目標、職業能力の開発・向上に関
する事項を記載したジョブ・カードの交
付を受ける
- ③ 下記の書類を住所地の管轄ハローワーク
へ提出
 - 教育訓練給付金と教育訓練支援給付
金受給資格確認票
 - 上記のジョブ・カード
 - 本人・住居確認書類と個人番号(マイ
ナンバー) 確認書類
 - 写真 2 枚
※マイナンバーカードを提示するこ
とで省略可能
 - 払渡希望金融機関の通帳または
キャッシュカード
 - 専門実践教育訓練給付と特定一般教
育訓練給付再受給時報告 (過去に受
給したことがある場合)

修了時の手続き 50%分の支給申請

受講修了日の翌日から 1 カ月
以内に管轄ハローワークへ必要
書類を提出

※領収書など必要となる書類は
修了時に弊社でまとめてご用
意します

資格取得後の手続き 追加 20%分の支給申請

資格を取得し、修了した日の翌日
から 1 年以内に雇用保険の被保
険者として雇用された場合、その
翌日から 1 カ月以内 (被保険者
として雇用されている方は、資格
取得した日の翌日から 1 カ月以
内) に、管轄ハローワークへ必要
書類を提出

支給対象者

- 受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が 3 年以上 (初めて支給を受けようとする場合は 2 年以上) あること
- 受講開始日時点で被保険者でない場合は、被保険者資格を喪失した日 (離職日の翌日) 以降、受講開始日までが 1 年以内 (適用対象期間の延長が行われた場合は最大 20 年以内) であること
- 前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに 3 年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者 (在職者) か、離職者

専門実践教育訓練給付金の受給を希望する方は、必ず住所地を管轄するハローワークに
ご自身でご確認ください

一般社団法人地域連携プラットフォーム「キャリアコンサルタント養成講習」
指定番号：1110055-2010011-0